

第13回

岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会

議事録

と き：平成23年12月22日（木）午後2時00分

と ころ：岐阜県議会東棟2階第2面会室

【都市政策課長】

皆様、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございました。都市政策課長の桐山と申します。前任の高藤の後任といたしまして、今年の4月より都市政策課長を拝命しております。

現在、委員10名中7名のご出席をいただき、定足数に達しておりますので、ただいまより、第13回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会を開催させていただきます。

なお、本日は、議題の中でご審議いただく予定になっております国道19号瑞浪恵那道路の事業者である国土交通省中部地方整備局の多治見砂防国道事務所の皆様にも御出席いただいておりますのでご紹介します。

さて、本専門部会につきましては、委員の皆様方につきまして、先月11月末日をもちまして2年間の任期が満了し、この12月1日より新たな任期として、向こう2年間の委員をお願いしたところです。今回の任期につきましては、本日ご出席いただいております田中専門委員、そして今日はご出席ではございませんが、高木委員、北田専門委員の3方に新たにご就任いただいたところでございます。

この専門部会は、岐阜県都市計画審議会の機関として、都市計画に係る環境影響評価に関する事項、その他環境への影響に関する事項で知事が特に必要と認めるものを調査ご審議いただくこととなりますので、委員の皆様よろしくお願いたします。

また、今日の席上に配布しております次第をご覧いただきたいと思いますが、今日は、次第の3、4番についてお諮りしたいというものでございます。

3番につきましては、本専門部会の委員全員の任期が先月末日で満了したことに伴いまして、部会長及び副部会長が空席となっておりますが、部会長につきましては、先週、12月14日に開催いたしました都市計画審議会にて審議会の海道会長より篠田先生が指名されておりますので併せてご報告させていただきます。

それでは、第13回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会の審議をお願いしたいと思いますが、審議の前に本専門部会の副部会長の指名をお願いしたいと思います。

専門部会の副部会長については、当専門部会運営要の規定に基づき、部会長が指名となっておりますので、篠田部会長、よろしくお願いたします。

【篠田部会長】

今、お話しいただきました、今回より、部会長を仰せつかりました篠田と申します。よろしくお願いたします。

それでは、環境影響評価専門部会運営要綱第4条第2項の規定に基づき、副部会長の指名を行います。

副部会長には、本日も欠席でございますが高木委員を指名したいと考えております。今回、ご欠席ですから、後日ご了解いただいて専門部会副部会長に指名させていただくという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、本日の議事概要について事務局より説明を求めます。

【都市政策課長】

本日の専門部会の議事は、環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針の一部改正について、国道19号瑞浪恵那道路 環境影響評価についての2件でございます。

議事に入ります前に本日の配布資料の確認をさせていただきます。お手元に、議事次第、出席者名簿、配席表、専門部会運営要綱、資料1としまして環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針（改正案）、資料2としまして第6章 方法書についての知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解（更新案）をお配りしているところです。また、参考資料としまして重要種等確認位置図をお手元にお届けしております。あと1点、資料の差替をお配りさせていただいております。不足している資料のある方ございませんでしょうか。

また、事前にお送りさせていただきました、国道19号瑞浪恵那道路 環境影響評価準備書（素案）と同じく要約書について本日も持ちいただくようお願いしております。よろしいでしょうか。

なお、先ほどお配りしました重要種確認位置図につきましては、恐縮でございますが、この場限りということでご覧いただいて、会議終了後はお席の方へ置いていただきますようお願いいたします。

それでは、第13回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会の審議をお願いしたいと思います。篠田部会長、よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

それでは、第13回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会の審議に入りますが、その前に本日の部会の議事録署名者を指名したいと思います。部会長に一任いただけますか。

（「異議なし」の声あり）

【篠田部会長】

御異議ないようですので、本日の議事録署名者は、新田委員と福井委員にお願いいたします。それでは、審議に入ります。

環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針の一部改正について事務局から説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

都市政策課の技術総括監をしております鷲野と申します。よろしくお願いします。

それでは、環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針の一部改正についてご説明します。

環境影響評価専門部会では、運営要綱第7条で会議を公開することとしておりまして、同要綱第10条の規定に基づき、専門部会の運営に関し必要な事項について、部会長が専門部会に諮って定めることとなっております。

今回、会議の公開に関する取扱方針の一部改正について、お諮りする内容は資料1と前方のスクリーンを併せてご覧ください。

現行の取扱方針第3条には、会議の傍聴の定員数や傍聴人の選定について規定しております。

これまでは受付時間内において傍聴人を先着順に決定することを規定しておりましたが、受付開始時点で傍聴希望者が傍聴人の定員を上回り、先着順がつけられない場合を想定しておりませんでしたので、この場合には、傍聴人を抽選で選定することを新たに規定するものです。

なお、都市計画審議会における会議の公開に関する取扱要綱につきましては、昨年12月の県都市計画審議会において、この内容について改正を行っておりますことを申し添えます。説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

ただいまご説明いただいたこの一部改正についてご意見、ご質問のある方はお願いします。本質的なことが変わっている訳ではございませんね。

本議題は、当専門部会に諮って定めることとなっておりますので、採決したいと思えます。原案どおり改正することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【篠田部会長】

ご異議がないようですので、本議題は原案どおり改正することに決しました。ありがとうございます。

それでは、2件目の国道19号瑞浪恵那道路 環境影響評価について事務局から説明をお願いします。

【都市政策課技術総括監】

それでは、国道19号瑞浪恵那道路 環境影響評価についてご説明させていただきます。

はじめに、一般国道19号 瑞浪恵那道路の概要についてご説明いたします。前方のスクリーンをご覧ください。

本事業が計画されている一般国道19号は、名古屋市を起点とし、東濃地方を通過し、木曽谷を経て長野市に至る延長約270kmの幹線道路です。

うち、名古屋市から中津川バイパスまでは延長約90kmありますが、瑞浪恵那道路の区間以外については現在までにバイパス計画があり、既に4車線以上で供用中または事業中となっています。

瑞浪恵那道路は、残る現道2車線の区間で、瑞浪バイパス、恵那バイパスの間に位置する延長約12.5kmの道路です。

事業計画についてです。延長約12.5km、完成時は4車線、幅員は16.25m、道路規格は3種2級、設計速度60km/h、計画日交通量は、27,600台～32,400台としております。

続きまして、赤い枠内が対象事業実施区域です。主な構造は、土工部約11.9km、橋梁・高架部約0.6km、合計約12.5kmです。全体の95%が土工部となります。

次に、環境影響評価の手續と前回専門部会からの経緯について簡単にご説明させていただきます。

瑞浪恵那道路につきましては、都市計画決定の手續と環境影響評価の手續が同時並行で進んで参ります。特に、両手續きの「都市計画案の公告・縦覧」と「準備書の公告・縦覧」、「都市計画審議会での審議」、「都市計画決定の告示・縦覧」と「評価書の公告・縦覧」、この3つについては双方密接な関係があることから、同時に手續きを行うこととされております。

なお、現在は、方法書に基いて実施した調査、予測及び評価の結果をとりまとめた準備書の作成の段階となります。

また、当専門部会においては、今後、環境影響評価の手續きの評価書の作成の段階でも

ご審議を頂く予定としております。

なお、平成 23 年 4 月 27 日に環境影響評価法が改正公布され、公布後 1 年以内に準備書等の縦覧に関する事項も一部改正されて施行されることとなります。特に縦覧につきましては、インターネットの利用等による環境影響評価図書の電子縦覧が義務化されることとなります。

次に、昨年度の 6 月 4 日に開催いたしました当専門部会以降の経緯についてご説明させていただきます。

前回の専門部会では、知事意見に対する都市計画決定権者の見解とこれを踏まえた環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定についてご審議いただきました。

また、11 月 21 日に瑞浪市と恵那市から都市計画原案が県に提出がございまして、これを受けまして、現在は県での都市計画手続に移っております。

前回専門部会で、ご審議いただいた環境影響評価の項目の一覧です。

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定につきましては、環境影響評価法第 11 条第 1 項に基づき、方法書に対する知事意見を踏まえたうえで選定しております。

方法書に対する知事意見への都市計画決定権者の見解の概要でございますが、こちらにつきましては、配布いたしました資料 2 を使って説明いたします。

表の左の欄は、方法書についての岐阜県知事の意見で、中央の欄は前回の専門部会でご審議いただいた都市計画決定権者の見解案です。そして、右の欄につきましては、今回準備書を作成するに当たり知事意見に対応した部分がありますので、その点について下線のとおり見解を更新したいと考えております。

まず、更新の全般的な考え方としては、岐阜県知事意見を踏まえ、調査、予測及び評価を行った旨に記載を更新いたします。また、準備書において知事意見に対応した箇所を具体的に示すということにしております。

また、特に記載を改めております、知事意見 1、4、5 について少し詳しく説明いたします。

岐阜県知事意見の総括的事項 1 についてですが、「当該事業の実施に当たり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たな事情が生じた時は、必要に応じて選定項目及び選定手法等を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。」との意見がございました。

ここでの見解につきましては、前回の専門部会で永瀬委員と篠田委員のご意見も踏まえての更新案としております。

そのご意見ですが口頭で申しあげますと「道路建設時および道路供用時の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量に関する定量的な予測・評価について、基礎的データが定まっていない現段階では、予測・評価の対象にするのは難しいと考えるが、これに対する都市計画決定権者の見解として、将来の手法の確立を待って検討しますなどの前向きな記述が必要だと思う。」でございました。この意見を踏まえまして、都市計画決定権者の見解を右の欄、下線のとおりとしております。「環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定等に関する事項については、準備書を作成するにあたり新たな事情は生じていないので、方法書のとおり実施しました。

今後、同事項について、新たな事情が生じた時は」と直して、その後は資料に記載の各法令条文に基づき、適切に対応します、と更新するものです。

続きまして知事意見の5です。6 - 3ページをご覧ください。

「温室効果ガスについては、あらゆる活動に対して排出削減が求められており、特に環境影響評価法の対象となる大規模事業にあつては、温室効果ガス排出量の一層の削減や地球温暖化防止に必要な措置が検討されることが望ましい。こうした観点を踏まえて、本事業においても、道路建設時及び道路供用時の二酸化炭素等の温室効果ガス排出量に関する定量的な予測・評価の実施について検討すること。」でございます。

都市計画決定権者の見解の更新案としましては、「事業実施段階における一般的な配慮事項については準備書に記載しています。(第3章第3節8.7)環境保全の方針参照)」と追記いたします。

具体的に、準備書3 - 9ページの該当箇所がございますので、少し口頭で申し上げますと、「一定規模以上の建設機械は排出ガス対策型機械、低騒音型、低振動型の機械を採用します。」、また「施工段階における低燃費型建設機械の使用、工事車両のアイドリングストップや省資源・省エネルギーに配慮した建設資材の使用等を採用することにより、温室効果ガス発生量の削減に積極的に努めます。」など記載しています。

続きまして、知事意見の4でございます。6 - 2ページをご覧ください。

「現地調査の具体的な調査時期及び調査地点については、当該時期・地点を選定した理由を含めて準備書で明らかにすること。また、予測の手法として、随所に「類似事例の引用」との記載があるが、類似事例の内容及び当該事例と本事業が類似していると判断した

理由を準備書で明らかにすること。」との意見でございます。

特に「類似事例の引用」に関してですが、方法書作成段階においては、一般的な予測の手法の一つとして「類似事例の引用」も考えておりましたが、準備書を作成するにあたり、個別の類似事例を引用し定性的な予測を行った項目はありませんので、更新案として、下3行「また、当該事業の環境影響評価を実施するにあたり、個別の類似事例を引用し予測したものはありません。」といたします。これに関連してスクリーンをご覧ください。

大気質、騒音・振動については、方法書作成段階においては、一般的な予測の手法の一つとして「類似事例の引用」を行うこととしておりましたが、準備書を作成するにあたり、理論計算式、伝搬予測式を用いて予測しております。

水の濁りについては、予測式、事例の引用等にて予測することとしておりましたが、準備書作成時点において工事施工の詳細が決まっておりませんので、事業の実施に伴う土地の改変の程度の計算及び一般的知見により予測しております。

また、前回の専門部会でいただいたその他の方法書に対するご意見について、配布資料はございませんが準備書での記載を口頭にて説明いたします。

岡田専門委員からは「騒音の調査手法の記載における測定方法の根拠となる資料の記載について修正した方がよい。」との意見がございました。

準備書では、騒音の測定方法について、日本工業規格（JIS Z 8731）に準拠して実施する旨記載しました。

西條専門委員からは「水質については生物の環境条件ということを考慮してpHをチェックする必要がある。植物群落に対して伏流水や地下水が影響を及ぼすということが出てきた場合には対応をお願いしたい。」とのご意見がございました。

まず、pHにつきましては、第8章第10節生態系（P8-10-1）にて記載しており、生息・生育環境としての水質の状況（pH）について調査を行い、地域の特性を把握しました。

また、伏流水や地下水については、路線計画の段階から重要種、群落の位置を回避した計画としていること、本事業において、工事施工ヤード、工事用道路の設置、道路の存在による地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境は保全されると予測しておりますが、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら適切な措置を講じることとしています。

続きまして、環境影響評価の結果です。スクリーンをご覧ください。

予測結果が 印の項目については、基準・目標以下、または一般的な保全措置等の実施

により影響がないと予測しております。また、黄色で着色されている×印の項目については、影響を及ぼす可能性があるとして予測されておりますが、環境保全措置によって、環境に与える影響について、事業者の実行可能な範囲内ですべての項目で回避又は低減されていると評価しております。

動物、植物、生態系については、予測の結果から影響を及ぼす可能性がありますが、環境保全措置により、環境全体に対する配慮が適正になされていると判断しております。しかしながら、効果に不確実性を伴うことから、事後調査を実施いたします。

項目ごとの環境影響評価の結果についてご説明します。

大気質につきましては、粉じん等・二酸化窒素・浮遊粒子状物質とも環境基準又は参考となる値以下になると予測されており、基準又は目標となる値と整合が図られている、又は実行可能な範囲で低減されていると評価しております。

騒音につきましては、建設機械の稼働では、88～104dBと環境基準を超過しておりますが、防音パネル、シートの設置を行う等の環境保全措置を実施することにより、79～84dBに低減されると予測しております。また、自動車の走行につきましても、環境基準を超過しておりますが、遮音壁の設置等の環境保全措置を実施することにより、実行可能な範囲で低減されていると評価しております。

また、振動、低周波音につきましては、基準又は目標以下になると予測しており、基準又は目標となる値と整合が図られている、又は実行可能な範囲で低減されていると評価しております。

続きまして、水質、地形及び地質につきましては、変更の程度が極めて小さいことから、影響は極めて小さいと予測しており、工事実施段階の濁水処理等による一般的な保全措置を行うことにより、実行可能な範囲で低減されていると評価しております。

日照障害につきましては、参考値を超える地点はなく、実行可能な範囲で低減されていると評価しております。

動物につきましては、現地調査によって確認された重要な種等と、既存資料調査によって確認された重要な種等のうち、予測地域内で生息する可能性のある種及び生息地について予測を行い、影響を受ける可能性のある種について個別にご説明します。

サシバにつきましては、変更区域付近において営巣が確認された1箇所について、営巣地周辺の樹林地と農地等の一部が変更されることから、工事の実施及び道路の存在により当該ペアの繁殖環境及び主要な餌場の一部が影響を受ける可能性があるとして予測されます。

しかしながら、繁殖状況調査を行うことにより、繁殖環境を維持、保全することができる、工事の施工に当たっては、繁殖期間中の重機の稼働や土地の改変を伴う工事時期に配慮することにより繁殖活動への影響を回避又は低減できる、法面、林縁の保護緑化による樹林の修復を図ることで、影響を回避又は低減できると考えております。

また、建設機械の稼働に伴う騒音による繁殖活動への影響の可能性が考えられますが、工事時期に配慮することにより繁殖への影響を回避又は低減できると考えております。

しかしながら、環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事業者において事後調査を実施します。

さらに、当該対象事業に起因した、事前に予測し得ない環境上の著しい影響が生じた場合は、事業者が関係機関と協議し、専門家の意見及び指導を得ながら、必要に応じ適切な措置を講じることとしています。

ハチクマについては、建設機械の稼働による影響がサシバ同様に考えられますが、これにつきましてもサシバ同様の環境保全措置と事後調査等を実施いたします。

以上のことから、環境への影響は実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されていると評価しております。対象事業実施区域と猛禽類の営巣木との位置関係はご覧のとおりです。なお、準備書では、重要種の分布域に配慮し、猛禽類の位置情報については記載しておりません。

ニホンアカガエルについては、生息環境の一部を土工で通過するため、道路の存在により本種が移動する際に側溝等への落下又はロードキルが発生する可能性があるかと予測されます。

ギフチョウについては、一部の改変地では繁殖が集中して見られることや一部の繁殖地を土工で通過することから、繁殖地の縮小が予測されます。

ニホンアカガエルについては、スロープ付側溝等の構造を検討すること、ギフチョウについては、幼虫の食草であるカンアオイ属を移植すること等の環境保全措置を実施することにより、できる限り回避され、又は低減されていると評価しております。

また、環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、ギフチョウについては事後調査を実施いたします。対象事業実施区域とニホンアカガエルの確認位置関係とギフチョウの確認位置関係です。

アカザ、アジメドジョウ、メダカについては、河川改修を予定している箇所ではこれらの種が多く確認され繁殖場所として利用していると考えられることから、生息環境の変化に

よる影響が考えられます。

環境保全措置として、繁殖期を避けた時期に河川改修工事の実施を検討すること、生息環境に配慮した河道及び施工方法を検討することにより、できる限り回避され、又は低減されていると評価しております。

また、環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事後調査を実施します。

対象事業実施区域とアカザ、アジメドジョウ、メダカの確認位置との関係です。

植物につきましては、既存資料調査又は現地調査によって確認された重要な種等のうち、予測地域内で生育する可能性のある種及び群落について、対象事業による生育地・生育環境が改変される程度について予測しました。

そのうち、一般的な環境保全方針を考慮しても影響を受ける可能性の考えられる種についてご説明します。

エビネについては、生育が確認された 1 地点が工事の実施により改変される区域にあるため消失し、生育環境は保全されない可能性があるとして予測されます。

シデコブシ、ミカワバイケイソウについては、工事实施により改変される区域では消失しますが、路線計画の段階から多くの生育地を回避した計画としており、その他の周辺の谷部に生育する本種の多くは残されることとなることや、工事施工ヤード、工事中道路の設置による地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境への影響は小さく、地域個体群への影響は小さいと予測されます。

しかしながら、これらの種は東海丘陵要素植物であり、地域固有種として位置づけられていること、改変地の一部では集中して生育していることから、個体数の減少の影響が予測されます。

これらについては、改変区域に生育する個体を近傍の生育地へ移植する環境保全措置を実施することにより、できる限り回避され、又は低減されていると評価しています

また、環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事後調査を実施します。

カザグルマについては、工事实施により改変される区域では消失しますが、工事施工ヤード、工事中道路の設置による地下水位の変化はほとんど生じないことから、生育環境への影響は小さく、地域個体群への影響は小さいと予測されます。

ヨウラクランについては、改変区域に近接することから、着床木周辺の林縁の伐開による乾燥化によりまして、生育環境の質的变化が生じる可能性があるとして予測されます。

カザグルマについては、改変区域に生育する個体を近傍の生育地へ移植、ヨウラクラン

については、法面、林縁の保護植栽により、生育環境の乾燥化に伴う影響を低減する環境保全措置を実施することにより、できる限り回避され、又は低減されていると評価しております。

また、環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事後調査を実施します。対象事業実施区域とシデコブシ、エビネ等の確認位置関係です。

続きまして、生態系の予測評価についてです。

地域を特徴づける生態系として、樹林地、河川及び農耕地等、及び、湿地に生態系を区分し、主な動物及び植物を上位性・典型性・特殊性の観点から分類し、それらの中から注目種・群集の抽出を行い、影響の程度を予測しました。

樹林地の生態系について、ホンドキツネ、テン、ニホンイノシシは移動経路の確保、ギフチョウについては幼虫の食草の移植などの環境保全措置を実施することにより、できる限り回避され又は低減されていると評価します。

また、ギフチョウに係る環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事後調査を実施します。

河川及び農耕地の生態系について、ホンドイタチ、ホンドタヌキ、ヤマカガシ、アマガエルは移動経路の確保、側溝の改良、サシバは、繁殖状況調査、施工時期の検討、法面・林縁保護の植栽、ゲンジボタルについては照明器具の改良といった環境保全措置を実施することにより、できる限り回避され又は低減されていると評価します。

また、サシバに係る環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事後調査を実施します。

湿地の生態系について、ホンドイタチは移動経路の確保、シデコブシは、移植の環境保全措置を実施することにより、できる限り回避され又は低減されていると評価します。

また、シデコブシに係る環境保全措置の影響低減効果に不確実性があるため、事後調査を実施します。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

【篠田部会長】

ありがとうございます。

審議を始める前に、欠席委員からご意見等が提出されていれば、事務局からご報告いただけないでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

欠席委員からのご意見はございません。

【篠田部会長】

それでは、審議を始めます。ただいまご説明いただいた前半部分、国道 19 号の概要、今後のスケジュールについてご意見、ご質問のある方はお願いします。

(特になし)

【篠田部会長】

次に、環境影響評価準備書(素案)についてご意見、ご質問のある方はお願いします。

【田中専門委員】

初めて参加するので、不適切あるいは不十分であったらご容赦ください。ちょっとご質問ですが、8 - 8 - 26、28 ページに関わることで、調査の結果確認されたリストがずっと出ておりますが、昆虫類と底生動物については、重要種は挙げてありますが、他のところのような種名のリストは省略されているのでしょうか。種類が非常に多くて、紙面の関係で省略されておるのか、その他に省略しなければならない理由があるのか教えていただきたい。

【都市政策課技術総括監】

例えば鳥類ですが、8 - 8 - 21 ページを見ていただくと、重要種は黒丸で示しており、いわゆるレッドデータブック等から重要なものであるとしております。それ以外も書いてございまして、基本的には現地で確認されたものを全て載せているということでございます。基本的には、哺乳類もそうですし、調査の結果、見つけたものは全て載せているということです。

【篠田部会長】

今は、昆虫ということですが。

【都市政策課技術総括監】

すみません。昆虫、植物につきましては、確かにおっしゃるとおりでございまして、数が多いということで載せておりません。

【西條専門委員】

それではだめだね。

【都市政策課技術総括監】

わかりました。

【篠田部会長】

昆虫と植物については、調査はしているけれども載せていないということであれば、調査したものは全部載せていただくということで。

【福井専門委員】

底生動物もだね。(8 - 8 - 28 ページ)

【篠田部会長】

このあたり、大丈夫でしょうか。

【都市政策課技術総括監】

わかりました。

【西條専門委員】

文言の中で、実行可能な範囲でできるだけとありますが、実行できなければやらない、終わりということですか。みんな文言が同じですね。改変する場合、多かれ少なかれ必ず影響は出るのだし、そこを具体的にどうするかということを書かなくては。スタイルがそなっているからってということでは、いつまでも同じ文言でしか行かないと思うのです。影響評価書、法アセスはこうだっていうことではなく、もう少し切り込んで書かないといえないものにならないと思います。そのあたり、いかがお考えでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

文言の意味ということでございますが、実行可能なということは、雑駁的な言い方ですみませんが、科学的知見とか経済性、あるいはまた施工性とか、安全性といったことを総合的に踏まえて検討していくということにしておりますので、先生のおっしゃるような、それだけ具体性を持って書ければ非常によろしいんですが。

【西條専門委員】

もうちょっと、書き方を工夫されないと、書き方が全て同じですから。

【都市政策課技術総括監】

なかなかまだ、事業実施する前の段階なので、どこまで書けるかということもあるんですけど。他の例を見ても、一般的にはこういった記載の仕方、できているんですが、先生のおっしゃることもわかります。

【西條専門委員】

国の直轄のアセス等他のところでも少しずつそういうのを変えようとしておりますので、もうちょっといい方向へ向かうようにしていただけたらいいと思います。

【都市政策課技術総括監】

はい。

【西條専門委員】

一つよろしいですか。続きまして、わたしの読み方が悪いのかもしれませんが、わたしの分野として、重要種等確認位置図の中の25、26ページですが。例えば25ページを見ていただきたいんですが、瑞浪市の横に地図上に恵那市というのがあってそこに市が消えて、ホザキノミミカキグサ 100、ムラサキミミカキグサ 100 というのが出ていて、100 以上というのはいいいんですけど、ミミカキグサっていうのはだいたい100 と出てくる。100 個体数えているのか、100 株数えているのか。本当に100 なんです。一個一個全部数えなさいと言うのではなくて、物によっては、イシモチソウは223 とか数えている。何かこの辺チェックする時に表現の仕方がないのかなと思います。いかにもここは多いからこれだけしか数えていないというようにとられてもいけないし。表現の仕方というのはやはり、お考えになったほうがよろしいんじゃないかと思います。例えば10 個体、あるいは15 個体、株未満のものは詳しく数えているけれど、あとは25 だとか50 だとか100 だとか、ある程度多くなると丸めて表わしているのか、あるいは例えば、ある一定エリアの中で多数生育する場合にいくつかサンプルをとって㎡当たりだいたい何個体くらいあるというやり方もあるかと思いますが、ですからこれだともものによっては群生と書いてある。これだともう数が数えられないほどあるということがわかる。非常にあいまいなんです。一定の方式で書けば誤解を受けないと思うんですよ。実際、私自身もいろんな調査をやってきて、非常に多いとミカワバイケイソウ 500 なんて数えられないんですよ。そういう場合には、どのくらいのエリアに多数生育するので、その中に例えば50cm 四方のコドラートを4 つとか5 つとか置いてその中に何個ずつあるよ、というような見方をされた方が、総数は分からなくてもおおよその生育状況を示すことになるかと思うんです。ですから、表記の仕方があまりにもばらばらであると思うのです。後は点ではなく、このエリアという枠を入れてその中にどのような生育状況か、同じ500 にしてもほんの10 ㎡くらいにかたまっているのか、一定のエリアがあって、何十㎡かの中に500 あるのか、ということになるかと思うんです。

ですから瑞浪から恵那までのこの改変区域、そう言ってはいけませんが、全体でイシモチソウがどれだけという書き方もできてしまう訳ですね。なぜ点と、位置を分けながら数にバラツキがあるか。根拠の信頼性が非常に薄くなってしまおうと思う。表現方法を工夫していただけないか、ということでございます。以上です。

【篠田部会長】

事務局、いかがでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

おっしゃるとおり、単位がよくわからないということがありますので、何の数字かということがよくわからないということかと思えます。おそらく、先生が言われたようにエリアを絞ってやっている調査もあると思えますので、その辺りをわかるようにしないとわからないと思えます。

【西條専門委員】

提案ですけど、細かいことはバックデータに置いておいて、ここは点で表しているということがわかればよいと思えます。バックデータもなく、ただここに表しただけかというふうに誤解されるといけませんから。

【篠田部会長】

こういうのは調査会社に委託する際に仕様書に書かれたりしないのですか。つまり、先生のおっしゃられたように、1mのコドラートの中に、面積当たりでどれだけの株数があるかとかというデータを出しなさいとか、単に調査をしなさいという仕様書になっているのかによって違うのかなと思えますし。だから、きちんと指示をされていなければこういうことになるのかな、という気もしますし。

【西條専門委員】

河川、水辺の国勢調査のように、だいたいどれくらいあるのかってということもチェックしなさいと言われるところもありますからね。

【都市政策課技術総括監】

今確認いたしまして、株も本も一緒なんですけど、100とか500とかあるものにつきましては、数を数えて100以上あるという書き方をしています。これは全体的に、瑞浪市、恵那市の事業全体の区域を見たときにどのような配置であるのかということ視覚的に表すという意味で小さいところは点で書いていますし、ある程度面積的にあるところは、点ではなく少し大きな表示があります。視覚的に見ていただけるように表現されています。

【西條専門委員】

わかりました。それでしたら、もし許されるのであれば、ものによっては個体数を数えられない、株で数えなくてはいけないものもありますので、株でも種でも、ある程度まとまって広がりを持って生育しているものの範囲というのを凡例のところに入れていただけ

れば、おおよそかなり広がっているんだな、あるいは集中しているんだな、というのが分かりますのでよいのではないかと思います。

【篠田部会長】

図の表現そのものを変えるということについて、可能でしょうか。

【都市政策課技術総括監】

検討させていただきます。

【新田専門委員】

先ほどスライドでも説明のあった生態系の影響の中で、影響がない、特定できない不確実なものについては事後調査を行うというのがいくつかありましたが、事後調査の結果というのはどのように住民に知らせるのでしょうか。その辺りのことは記載しないのでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

そこまで細かくは記載していません。基本的には公表していくということになりますが、こちらの方は事業実施の段階ということになりまして、事業者さんの方でこういった形で公表していくのかというのはこれから細かく決めて実施されると思います。例えば、8 - 10 - 38 ページのウに、一応、公表するということは書いてありますが、原則として事業者で行うということで、公表時期、方法については、関係機関と連携し適切に行うということまでの記述はさせていただいております。

【新田専門委員】

わかりました。書いてありますね。

後もう1点なんですが、今日、差替でくださった資料なんですが、8 - 11 - 15 ページの写真なんですが、道路が完成した時の眺望、景観の写真なんですけれども、なんか虫眼鏡で見ないとわからないような写真でもうちょっと何とかならないのかと思ひまして。対象道路と赤字で示してありますが、完成時にはほぼこんな感じに緑になるということでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

そうですね、端的に言うと斜面が変わっているというところです。

【新田専門委員】

これだとほとんどわかりませんね。景観に影響を与えないということになるのであれば大変ありがたいんですが、こんなにきれいにはならず、もっと人工的になると思うんです。

その辺カムフラージュするような資料にしか見えないので、もうちょっとこの対象のところを拡大したような写真であったほうがよかったかなとわたしは思います。

【篠田部会長】

改変地域が黄緑色でハッチしてあるからわかりづらいということではないでしょうか。実際に黄緑色になるものでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

実際に法面は緑化をいたしますのでこういった感じになります。基本的に眺望点を決めてそこからの視点で見ておりますので、そこから見たらどうなるかということで評価をしたということです。

【西條専門委員】

あえて逆説的に一番あらわになる眺望点という見方はしないのですか。

【都市政策課技術総括監】

そうするとどんどん近づいていってしまう。

【西條専門委員】

近づくということではなく、遠くから見ても、そういう時に道路の法面の緑化の仕方を見るとか、切土面には植えられないけれど、盛土面でしたら多少、低木くらいなら植えてもいいだろうとか考えられる訳ですね。これですとどこに道路ができていますのか。

【篠田部会長】

実際に防音壁ができてきたら、ここにものすごくくっきりしたラインが出てきそうな気がするんですが。こういうものでよらしいというものであれば、そうなのかなということでしょうか。

【西條専門委員】

コンクリート面が見えるというのが悪いというのではなくて、それをどれだけ軽減させるかということで緑化手法もいろいろな手法が考えられると思うので。これだと何も変化がなく、このままでいいのではないかという風に見えてしまう。

【都市政策課技術総括監】

8 - 11 - 4 ページを見ていただくと、ウに主要な眺望点からの状況ということで、ここでは水晶山と釜戸郵便局の前、武並駅といったポイントを絞っているということなんです。

それから、8 - 11 - 17 ページを見ていただくと、検討結果の整理ということで環境保全措置として、表が2つありますが、上の表でいきますと、緑化の実施ということで切土、

盛土法面の緑化の実施を行いますということにしてありますし、下の表では、どうしても構造物、道路付属物というものがあるんですけどもそちらはデザインとか色彩の検討といった保全措置をしていくことで、周辺環境との調和を図ることができるかと判断しております。

【篠田部会長】

いかがでしょうか。

【新田専門委員】

今回の眺望景観の予測写真はもう撮り直しできないのでしょうか、前面の今ある道路とか、工事中の車両が置いてある所ばかり強調されていて肝心なところにポイントを当てていないと思うんです。だから、何を撮ろうとしているのか、もうちょっと本当に見せなければならぬところに焦点を当てて表現していただきたいと思います。

【篠田部会長】

何かこれについて事務局の方で追加でご説明がありますか。なければ他の委員のご意見をお伺いしたいんですが。

【都市政策課技術総括監】

同じようなことになりますけれども、追加で8 - 11 - 3ページを見ていただくと、主要な眺望点の状況ということで、水晶山とか駅等3つの眺望点を出しております。山からの眺望点とか身近な眺望点とかといった範疇で、それぞれ代表的なところということで選んでおります。

【西條専門委員】

これはよくわかります。現在でもハイカーとか観光客が集まる場所です。そういうところを眺望点とするという事は十分考えられるし問題ないと思います。ただ写真での見目がそんなに見えないのかという気がしますが。

【篠田部会長】

景観に関しては、基本的な見地で眺望というのは視野角何度とかいう定義はされていないのですか。わたしはその辺専門外なのでわからないんですが。360度のパノラマを眺望という場合もあるでしょうし、180度という場合もあるでしょうし。90度くらいという場合もあるでしょうし。先ほどご指摘いただいたようにどの部分を見るようにするかという視野角の問題だと思うんです。

【西條専門委員】

例えば、伊吹山の山頂で 360 度の眺望ということになればぐるっと見ていった時に、北北東のどのあたりに変なものが見えとか、ある部分は非常に違和感を感じるという場合はそれを何とかしましょうという話になる。ですから、一部しか見えない場合は、見える範囲になるのではないのでしょうか。

【篠田部会長】

準備書を検討するという段階の中では、もっと大きな定義の仕方というところに入って来るかもしれないんですが、方策としては変更部分をこうやって全体的な写真で描いていただく図に変更部分だけ拡大したような写真を入れて比較されてはいかがですか。それだけでも違いがこういう風に出るんだという事がわかりますよね。

【岡田専門委員】

これって遮音壁は入っているのでしょうか。

【篠田部会長】

一切入っていないんですね。

【岡田専門委員】

これって、4 mとか2 mとかの遮音壁は入っていないんですね。

【篠田部会長】

それを入れなくて景観の評価をしていいのかということも実際には議論しなくてはならないのかもしれませんが。

【岡田専門委員】

道路の近くに家があるところは、盛土に遮音壁を立てるという事になっていると思うんです。8 - 11 - 9 ページ、8 - 11 - 14 ページを見ればわかりますが、家が1階の屋根まで上も下もはっきり見えているところなので遮音壁が入っているところでないですか。

【都市政策課技術総括監】

これを見た限りでは、遮音壁は入っていないかと思いますが。

先ほどの視野、眺望の考え方につきましては、基本的には写真撮影をする段において、実際の視野角に近い角度で写真撮影をしているということで基準としてございまして、360 度のパノラマといったことではなく、実際に人の目で見た時の視野を基準に予測していくということでございます。

ご指摘ございました遮音壁は入っているのかということについて、この将来形の中には遮音壁は入っていないということですが、こちらの方も事業実施段階におい

て、デザイン、色彩等考えていくということです。実際はこの中には入っていませんが。

【岡田専門委員】

入れるべきではありませんか。デザインといっても今の遮音壁の型は決まっていますから、透明の亚克力か何かの遮音壁にされると思うんですが、あれだったらいくらでも絵で入れられると思うんですが。結局これが、住民にインターネット上でオープンにされるわけですよね。家の目の前に遮音壁がないんだなと思って完成したら出来ている、ということ、という風になってしまうんで、入れられる可能性のあるものは入れた方がいいと思います。

【都市政策課技術総括監】

確認いたしましたら、ここは、入れ忘れていたということではなく、この眺望点に関しましては、遮音壁はいらぬ予測だということです。ここはこういった形で実際工事がされるということです。

【篠田部会長】

ここは、入れ忘れていたというのではなく、入れる予定はないという回答ですね。

【都市政策課技術総括監】

はい。

【岡田専門委員】

それでは一つよろしいですか。国道 19 号の規制速度は何 km ですか。

【都市政策課技術総括監】

60km/h です。

【岡田専門委員】

だったらいいんですが。そこらへん非常に気になったのが、事後調査を実施しませんというのがかなり多い気がするんですね。わたしも予測手法を作っている一人として信頼してくれるのはありがたいんですが、予測は予測でありますし、今の新しい道路は 60km/h とされていますが、手法は同じであっても、実際本当に 60km/h で走るかどうか、法定速度を全員が守るのかどうかとなると、予測精度というのはかなり違ってくると思うんですね。実際に、2008 のモデルの中には、法定速度を守りなさいとあって、ただしほとんどの車は法定速度を守らない車が多いものですから、プラス 10km/h して、実際の速度に合わせて予測してもいいよ、という風になっています。今、国道 19 号の規制速度はどのなのとお聞きしたのは、工事車両の走行速度が 50km/h とされていて、この沿道の現地調査を見ると、

59km/h、54km/h となっています。実際の平均速度となると、法定速度が 50km/h だったらプラス 7、8 km/h くらいになるとことはパワーが上がることになります。予測の手法は正しいかもしれないんだけど、実際に交通の流れが本当に正しいかとなるとやはり不確実性があると思うんです。ちょっと準備書を読んで調べてみたんですが、事後調査を結構いろいろな市町村でやられているんです。たぶん岐阜県の環境部の方で毎年道路の沿道環境という報告書が出されておりますので、事後は岐阜県にまかせるという方法もあると思います。あまり準備書でやりませんという文言を見たことがないので、今回のアセスメントが絶対問題ないというスタンスなのか、そこでももし問題が起こった場合どうされるのか、そこらへんはどうなんでしょうか。苦情があった場合でも国道はやりませんと言っているのでしょうか。

【西條専門委員】

確かに現道の国道 19 号は中央道に近いから走れないんですね。ですが、今までに出来上がっている多治見から瑞浪の方は、走りやすくなってかなりスピード上がるんですね。

【岡田専門委員】

例えば今、建設工事で防音パネルをやりますという事ですが、だいたいその初期値って 110dB とかそのくらいの結果が出ているわけです。今、現地の騒音が、60dB くらいしかない環境で、例えば 80dB 出たとしても 20dB 高いわけですから、苦情が出るかもしれません。住民から苦情があった場合、認められていることですから、事業者としては一切事後調査をやりませんと言われると、われわれの立場も困るのかなと思います。やっぱり、せめて対応しますというところまで書いてほしいかなと思います。

【都市政策課技術総括監】

現実にはものすごいスピードで走っているじゃないかという話もあるんですけど、基本的には、技術指針に則ってやっておりますので、基本的には法定速度等で予測しております。

【岡田専門委員】

そこはわかりました。

【都市政策課技術総括監】

プラスアルファということになると、縦割りの話で申し訳ないんですけども、事業者による事後調査というより環境サイドの方の調査で超えていたらどうするのかという話になるかなと思います。

【岡田専門委員】

確かに事業者側として 60km/h とか 70km/h とかでの走行を予測したら、事業者が 70km/h で走っていいのを認めたようなものなので、難しいのはよくわかるんですが、事後調査をしません、予測の不確実性は非常に小さいとは言えないのではないのでしょうか。

【西條専門委員】

法アセスにモニタリングはあるでしょう。

【岡田専門委員】

もちろんあります。他のやっている事例がいくつかあったので、なぜそういう風にされないのかと。

【都市政策課技術総括監】

10 章の 10 - 3 ページを見ていただきまして、ここで総合的な評価ということで書いてございます。最後の最後の下 3 行目なんですけど、「さらに、工事中及び供用後において現段階で予測し得なかった環境保全上の問題が生じた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて適切な措置を実施」するということとしておりますので、そういった部分を含めてここで記載があるということでご理解願えればと思います。

【岡田専門委員】

そうしたら先ほどスライドで見せていただいたように、実施しませんではなくてこの文章を全部入れておけばいいんじゃないのでしょうか。

【新田専門委員】

岡田先生のご指摘、ご質問に関連する事なんですけれども、要約書の 17 ページの表を見ますと、右側の近接空間での騒音評価の結果は、昼間でも夜間でも基準値を全予測地点でクリアしているんですが、詳細に見るとぎりぎりのところがありますよね。64dB とか、あるいは昼間で 70dB の基準に対して 67dB だとか。これは法定速度で走った場合であって、今、岡田先生がおっしゃったように法定速度でなかったら、とたんに基準値を超えるということが予測されるんです。岡田先生、教えていただきたいんですが、遮音壁を設置した場合、騒音というのはどのくらい緩和されるのでしょうか。

【岡田専門委員】

場所によって違うんですけれども、だいたい 15dB くらい下がります。20dB 下がるというのはまずありえない。確かにこれ、高いんですけれども、よく道路アセスでやるんですけれども、計画交通量は結構大きく見積もっている場合が多いものですから、実際はもう

少し少ないかもしれませんが。たぶん、このぐらいの遮音壁を立てれば、15dB はクリアできるのかなあというのはあるんですけど、一番僕が心配しているのは、夜間ですね。このあたり 65dB が昼間の MAX ということで、夜間が 40dB に近いと思うので、ここらへんで結構苦情があるかもしれません。先ほど言ったように、あまり予測を当てにして、事後調査は実施しませんと言われると、守るのねと言われるので、住民に対しては何かあった場合は対応しますとしておいた方が、住民も理解してくれるんじゃないかと思うんです。福島第 1 原発ではありませんが、予測は予測なので、やっぱり最悪のことも考えて対応した方がいいと思います。

【篠田部会長】

資料 2 の 1 枚目に下線で書いてあるように、今後、新たな事情が生じた時はというスタンスで最後だけでなくすべての事後調査のところに付け加えるということでどうでしょう。

【福井専門委員】

野鳥のサシバですが、今日この資料を見せていただいて、8 - 8 - 57 ページですか、要約もそうでしたけれども、1 箇所この工事改変区域に当たるということで、営巣地域の資料の 10 ページで 地区というところで繁殖があったと書いてありますが、文章上の表現では一部影響というよりは全部影響ですね、予測されることとしては。

【都市政策課技術総括監】

ここは具体的にいうと工事で伐採されてしまうところではなくて、営巣木は残りますが非常に近いところを通るところになります。

【福井専門委員】

一番端と近いところはどれくらいですか。

【都市政策課技術総括監】

距離的には、150m くらいです。

【福井専門委員】

このあたりの表現が、予測としては一部というのがどうなのかなと思って。一部が改変されることから、工事の実施により当該ペアの繁殖環境及び主要な餌場の一部が影響を受ける可能性があるというんですけども、かなり影響を受けると私は思うんですけども、表現の仕方としてこのあたりどうなんでしょうね。

その場所の飛翔図を見ると、全体のなわばり数としてはかなり多く、今年、去年はたく

さん、一昨年だとちょっと少ないようです。かなり移動すると思うんで、影響を受けてだめになっても次の環境がたぶんあるんだとは思うんですけども。このあたりの表現を考
えていただきたい。

【都市政策課技術総括監】

表現につきましてはたぶん、かなり影響を受けるということになりますと、かなり道路に近いんだなということが明らかになってしまうということもありますし、そういった意味であえて一部という表現でぼかしています。

【福井専門委員】

強く受けると場所の特定がしやすいということでしょうか。

【都市政策課技術総括監】

そうですね、あまり書かないほうが適切かなと。

8 - 8 - 99 ページを見ていただくと、真ん中に(2) 予測結果というところがございまして、3行ほど下へ行くとS-1 で工事敷地境界から 150m、S-2 で数百 m 以上離れているということが書いてあります。それともう少し下へ行くと、「現地調査の結果では、両種とも中央自動車道、国道 19 号、JR などの既存の人為的発生源の騒音に対し、順応し繁殖に成功していますが、一時的に建設機械の稼働による騒音が発生することにより繁殖影響の可能性が」と記述しております。

【篠田部会長】

今の回答でよろしいでしょうか。

【福井専門委員】

わかりました。ぼかすというニュアンスもあるということですね。

【梶浦専門委員】

哺乳類で、8 - 8 - 20 ページの現地調査というところですが、非常によく調べられておりますけれども、表記が 1993 年の環境庁の生物目録に原則として従いました、と書いてあるんですが、従っている部分と従っていない部分がありますので、もう一度確認をお願いします。沿うなら沿うだけでいいんじゃないですか。原則として沿うといいながら、沿っているのと沿っていないのとありますので、その辺の確認を。

それから確認事項で、コンサルが非常に努力した成果はわかるんですが、表記の仕方で、食痕だけで種を判断しているものがありますが、例えば、捕獲してあるのであれば食痕などは消された方がむしろ正確性があるんじゃないでしょうか。また、目撃したが種がわか

らないものについて、この目撃というのが写真判定なのか見ただけなのか。ヒナコウモリ
の一種と書いてあって、目撃、とあるんですが、こういった表記の仕方を統一された方が
よい。

それからもう一つ、8 - 8 - 50 ページなんですが、影響予測のところ、テングコウモ
リは繁殖、休息地と考えられる人口洞の確認がありましたけれども、コウモリの生息環境
は森林帯を回避した計画となっているので影響ないと書いてあります。もともと洞穴性
の種ですので、人口洞でもやってくる種なのに、工事ヤードも回避しておりますので影響あ
りませんというのはちょっとおかしいような気がしませんか。

【篠田部会長】

そのあたり、適切な表現にさせていただくということでお答えをいただけますか。

【都市政策課技術総括監】

はい、検討します。

【篠田部会長】

他はよろしいですか。

【神谷専門委員】

ご説明の植物についてなんですが、要約書の29 ページ、途中で地下水位の変化は生じな
いという言葉は何度も繰り返されるのですが、できればその根拠を示していただきたい。
たぶんないと思うんですけども、地形によっては、道路の改変によって変化するとい
うこともあるかもしれません。要するに地下水位によって保水性、保水量、土壌の状態が
変わるだろうということを言うんですが、何か根拠を入れておいた方がいいのではないか
と思います。

【西條専門委員】

29 ページの表の2) のところの一番上のミズスギのところ等、水みちが切られてしまう
といけませんが、伏流した水が砂礫層から出てきて、涵養されていればよろしい。ですから、
地下水位の変化はほとんど生じないというより、供給源としての水が確保されればいいわ
けです。水が染み出てくる砂利みたいな小さい石ころが下にあってそういう中に生えてお
りますから、それさえ可能であればいいということですね。

【篠田部会長】

実はこの件、わたしも後で質問させていただこうと思っていたんですが、地下水位に影
響を及ぼすということは、道路周辺ではなく集水域の末端の方ですね。つまり、今回、

調査対象としているところよりもかなり下流の方へ影響が及ぶという場合も当然あります。ですから、切土をしたところで、神谷先生ご専門の堆積層を切られるとか、盛土をする際に不透水層を作って斜面の崩壊を防ぐような工事をするとかいうことによって、結局、地下浸透の供給源を断つということが行われたとすれば、その出口はどこかといえば、かなり下流ですね。地下水位がそんなにすぐに変化する場所ではないですから、工事をする場所で植物に対する影響はほとんど出てこないと思うんですね。だから、この書き方をすると逆にもっと広い下流の方に調査しなくていいんですかということになるんです。つまり、地下水位の影響という話と、その影響範囲はどこかということ、明確に因果関係をこの中で記述していただく必要があるというのが神谷先生のご指摘になるのかなと思うんですが、どうでしょうか。

切土にしてもそれほど大きな切土にならないとか、盛土にしてもそんなに大きな盛土しなくても大丈夫ということであれば、ほとんど影響ないという書き方は根拠があるということになるかと思いますが。

【西條専門委員】

わたしの言い方が悪かったのかもしれませんが、要は、植物の生育において問題になるのはここでは、道路を作った時のアルカリ化した pH の高い水が直接ここへ入らなければいいんです。もともと酸性気味ですからね、ここへ出てくる水は。それによって非常に貧栄養的な部分で成り立っているものですから、pH が高くなってくると他のものも入ってくるということで、要は擁壁なんかのコンクリート雨水が直接生育しているところに入らなければ、まず問題ないということと、冷涼な水が出てくるかということだけですので。

【篠田部会長】

植物に対しては、そういうことなんですね。

【西條専門委員】

そういうことです。

【篠田部会長】

植物には影響ないのでそれほど下流の方まで考えなくてもよいと。

【都市政策課技術総括監】

文言を検討します。

【篠田部会長】

他よろしいでしょうか。神谷先生これでよろしいでしょうか。

【神谷専門委員】

はい、十分です。

【篠田部会長】

それでは、わたくしからいくつかあるんですけど、今の話で地下水に関連して、地下水のみならず、伏流水に対しての流量の変化の検討というのは通常こういう場合されないんですか。ほとんどそういう話は書かれていないようなんですが。工事のやり方にもよるでしょうし、通常の工事であればそう起きないんですけども、表面水、流水も含めて下流における流量の変化についてもしご検討がされているのであれば。

【都市政策課技術総括監】

そこは道路に関するアセスの項目に入っていないということなので、見ておりません。

【篠田部会長】

10-22 ページに、切土とか盛土とかに関する建設発生土の扱いについての記述があります。今回トンネル工事はないですが、トンネルズリ土に含まれる重金属とそれに対する取扱いなどについては事前にボーリング調査などしないとわかりませんが、起きた時にどういう風にするかということが副産物の項目に記述としてこの中に少しだけでもあるといいなと思います。

【都市政策課技術総括監】

3 - 9 ページを見ていただきまして、7)(1) の に、「工事中に汚染土壌の存在に係る情報及び事実が確認された場合は、「土壌汚染対策法」の規定に準じて対処します。」との記載があります。

【篠田部会長】

後は、このあたりの工事区域の地質で予想されるようなところはありませんか。

【都市政策課技術総括監】

そういった汚染物質が予想されていないということです。

【篠田部会長】

鉾山が近くにあると汚染土壌が含まれることがありますが、その辺が、一切検討されていないかのような記述になっている感じがします。

【都市政策課技術総括監】

それにつきましては、どこまで記述ができるかどうかも含めて検討させていただきます。

【篠田部会長】

全員の委員の皆さんに御意見いただいたんですが、追加で何かございますか。

(「ありません」の声)

【篠田部会長】

ありがとうございます。それでは、まだまだ、いくつかこの後もご意見あるかもしれませんが、とりあえず、議事としてはここまでさせていただいて、次回の専門部会までに、追加のご意見等ございましたら事務局の方へ直接ご連絡いただくということでお願いします。

それでは、本日の議事はここまでで終了させていただきます。ありがとうございました。事務局へ進行をお返しします。

【都市政策課長】

篠田先生、どうもありがとうございました。我々が気づかない部分、ご指摘・ご指導賜りましてありがとうございました。

本日、お伺いしたご意見、またいただきました宿題につきましては、検討させていただきます。次回ご報告させていただくという形としたいと思います。

また、次回の専門部会でございますが、年が明けまして2月頃の予定とさせていただきたいと考えております。追加のご意見・アドバイス等がございました場合には事務局の方をお願いしたいと思っております。年末年始の休みを挟んで大変恐縮ではございますが、1月第2週(1月13日(金))を目標に頂ければと思います。

2月頃の予定の専門部会ですが、日程の紙をお持ち帰りいただきまして、いつなら空いているよ、いつはだめだよということで事務局の方へお戻しいただけたらと思います。2月頃の予定について、12月27日、来週の火曜日くらいまでにFAXかメールでご返信いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。今確定しているお話があれば、今この場で置いていっていただいても結構です。

以上をもちまして、第13回岐阜県都市計画審議会環境影響評価専門部会を終了させていただきます。長時間にわたりまして、ご審議の方ありがとうございました。

了